

平成 24 年経済センサスー活動調査 産業横断的集計

I 平成 24 年経済センサスー活動調査の概要

1 調査の目的

平成 24 年経済センサスー活動調査（以下、「調査」という。）は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としている。

2 調査の沿革

近年の経済構造の変化等に対応するため、政府全体として取りまとめられた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」2005）（平成 17 年 6 月閣議決定）において経済センサスの実施が提言された。

これに基づき、関係各府省等において検討が行なわれ、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、平成 21 年 7 月に第 1 回の経済センサスー基礎調査を実施した。平成 24 年 2 月には、売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた経済センサスー活動調査を実施している。

3 調査の期日

調査は、平成 24 年 2 月 1 日現在で実施した。

4 調査の対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く全国の事業所・企業について行った。

- (1) 大分類 A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- (2) 大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- (3) 大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- (4) 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごと

に1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、以下に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

6 調査事項

事業所及び企業の名称・所在地、経営組織、事業所の開設時期、従業者数、事業所の主な事業内容、売上及び費用の金額、事業別売上金額などを調査した。

7 調査の方法

調査は、対象となる事業所・企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県及び市による調査に分けて実施。

調査員による調査は、支社・支店等のない単独の事業所と新設の事業所について、調査員が直接調査対象事業所を訪問して調査票を配付・取集。

国、都道府県及び市による調査は、支社・支店等を有する企業について、支社・支店等の調査票を含め、本社に郵送で調査票を送付し、本社から支社・支店等の調査票を含めて郵送又はインターネットで取集。